

第九部 第二十一回 參議院商工委員會會議錄第三十一號

(第九部)

昭和三十一年五月十五日(火曜日)午後
一時四十五分開会

委員の異動

國務大臣	通商產業大臣	政府委員	公正取引委員會委員長	橫田	石橋	瀧山君
正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君

公正取引委員会事務局長　小川清四郎君
公正取引委員会事務局長　坂根　哲夫君
通商産業省經濟部長　岩野　芳滿君
通商産業次官　臣官房長　照彦君

之助君及び「木走秀君」を議長において指名した。
五月十四日委員川口鶴之助君辞任につき、その補欠として鈴森順造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

會專門員　山本友太郎君
會專門員　吉澤　実君

本日の会議に付した案件

委員

○本日の会議に付した案件
○百貨店法案 内閣提出、衆議院送付)
○経済自立方策に関する調査の件
(競輪等の存廃に関する件)
(武器等の輸出に関する件)
○下請代金支払遅延等防止法案(内閣

○委員長(三輪貞治君) ただいまより
本日の委員会を開きます。

○委員長(三輪貞治君) 百貨店法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○海野三朗君 私は政府当局に聞きたいのですが、この百貨店というものの定義はどういうものですか。幾種類の商品物を売っているものが百貨店になりますか。定義からきめてからなければならない。

○政府委員(川野芳滿君) 法案にありまする百貨店とは、物品販売業を営むものでございまして、六大都市におきましては床面積が三千平方メートル以上のもの、地方におきましては、床面積が千五百平方メートル以上のものを言つております。

○海野三朗君 そうしますと、実にあやふやなんであつて、百貨店の許可を得ていないで百貨店の業務を営んでいるものが各所にあります。これほどうなざるお考えですか。百貨店というほどでなしに、つまり、あるいは購買

購買組合等におきましても、組合員外を得ておる購買組合において、さらに寛容の面積が、本法律案の指定いたしておられます面積以上でござりますならば、やはりこの百貨店法の支配を受けと存じます。しかし當利を目的とせずに、組合員だけに販売いたしておる、こういうものは、これは本案の対象にならない、かよう考へておる次第であります。

○**海野三朗君** 百貨店といわすして百貨店の仕事を実際にやり、組合でやつておるという表看板ではあるけれども、現金を持って行けば何人にもこれを売るというのでありますから、百貨店と何ら變りない。そういうものが全國に幾つほどあるとお考えになつておりますか。全国にたくさんござります。それを見のがして、大きな百貨店のみにお考えを及ぼしておられることが片手落ちであると私は思ふんです。

の対象になる次第であります。なお消費組合の数等につきましては、説明員より説明をいたさせます。

○説明員(古沢寅君) ただいまの御質問に対し御説明いたします。消費組合の数はこれは厚生省の所管になつておりますから、大体現在まで許可したのは千五百程度でございます。実際に活動しておりますものが千五百程度でございます。

○海野三朗君 その厚生省が許可したかどこが許可したか知らぬけれども、百貨店にあらずして、百貨店の業務をそつくりやつておるものはどうするか。それで全国には非常に多いのです。これが千五百平方メートル以上の面積を持つて、写真のカメラまでも壊つておる。百貨店と何ら變りない。そういうものを今まで政府が百貨店と見ないでおつたというところにも私は欠点があるのじやないか。そういうものはこの法案を通して同時に、そ

られ、その補欠として奥むねお君が指名されました。また五月十一日、帷森順造君が辞任せられ、その補欠として白井勇君が指名されました。五月十二日、白井勇君が辞任せられ、その補欠として川口爲之助君が指名されました。また奥むねお君が辞任せられ、その補欠として上林忠次君が指名されました。五月十四日、川口爲之助君が辞任せられ、その補欠として帷森順造君が指名せられました。右御報告申し上げます。

組合であるとか、職員組合であるとか、大きな会社のときには必ずこれが
ある。行ってみると、たとえば百貨店そっくりである。面積といい何といい、そ
ういうものは、つまり百貨店の許可を得ないで、百貨店とはいわないで百貨
店の実質を持つておるものである。そういうものに対してもどういうふうに
お考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(川野芳潤君) 本法案で物品販賣業を管轄いたしております
が、大きな会社のときには必ずこれが

が、百貨店と称せずして百貨店の業界を営むものはたくさんある。そうして現に利益を上げておる。そういうものに対してはどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(川野芳滿君) 消費組合統一におきましてもただいま申しましたように、面積が六大城市におきましては三千平方メートル以上のもの、地方におきましては千五百平方メートル以上のお床面積を持つておりまする建物をいふし、そうして利益を得ておる消費組合

四五四

いうものに対してもいかなる処置をとられる考え方であるか、それを伺いたいのですが、第五章の罰則の点につきまして、「第三条の許可を受けないで百貨店業を営んだ者」、営んでおる者がたくさんあるのです、今日。これをどういうふうにおやりになるお考観であるか、それを私はお伺いいたし

申上げましたように、本法律案で百貨店と称しております、すなわち床面積が六大城市におきましては三千平方メートル以上、地方都市におきましては千五百平方メートルを有し、かつ一部においても営利を目的としたとしております消費組合等でござりますならば、当然本法律案が通過いたせば本法律の適用を受ける、従つて本法律案によつての取締りを受ける、こういうことになるわけあります。

○委員長(三輪貞治君) ちょっと私閑連して尋ねたいと思うのですが、問題は、だからこの法律を定めております面積以上に店舗がある場合には、この適用を受けますから問題はないわけですね。ところがこの面積以下のものが同じ市内に幾つもある。合計すればもちろんこの法律には「同一の店舗で」しかこの法律には「同一の店舗で」と書いてあるために、地方で一千四百九十九坪くらいのものが十あつても二十あつても同じ町にあっても、これは法の適用を受けない。しかし実質的には非常に商店街を圧迫する結果になる。

○委員長(三輪貞治君) ちょっと私閑連して尋ねたいと思うのですが、問題は、だからこの法律を定めております面積以上に店舗がある場合には、この適用を受けますから問題はないわけですね。ところがこの面積以下のものが同じ市内に幾つもある。合計すればもちろんこの法律には「同一の店舗で」

のでありますから、そういう点をもつて考へるべきではないか、こういうふうにお考観のですが、これはどういうふうにお考観になりますか。

○委員長(三輪貞治君) 本法律案にうたつております点は、床面積が、六大城市においては三千平方メートル、

地方においては千五百平方メートル、この床面積以下の配給所と申しますか、購買組合がやつておりますので、

でござりますが、こういう点が多数ございましても、この法律案の適用を受けては、だらの問題を解決するためには、この小売商も相当あるよう

に従事するかと思ふのですが、しかし全体的に考えまして、購買会の販売所でございますので私が申し上げたような事態も

ござりますので私が申し上げたような

ことになりますが、こういう問題につきましても、この法律案の適用を受けては、だらの問題を解決するためには、この小売商も相当あるよう

に従事するかと思ふのですが、しかし全体的に考えまして、購買会の販売所でござりますので私が申し上げたような事態も

ござりますので私が申し上げたような

ことになりますが、こういう問題につきましても、この法律案の適用を受けては、だらの問題を解決するためには、この小売商も相当あるよう

に従事するかと思ふのですが、しかし全体的に考えまして、購買会の販売所でござりますので私が申し上げたような事態も

まが、ただ私どもの商業部会の中でもいろいろ御議論も出ておりますが、まだ最終結論まで至つてないのですが、今委員長のお話のような目的の方と申しますか、ある会社の従業員があちこち散らばつてるので、そこはあちらの販売所を持つて、これを合計すれば五千五百になる。そうすると百貨店法では、千五百以上は百貨店である。中小企業に影響があると、いうの

で、押えてあるから、そういうのがあつたら押えたらいじやないか。ちよつとその辺は確かにそういう見方もあるか、購買組合がやつておりますので、

でござりますが、こういう点が多数ございましても、この法律案の適用を受けては、だらの問題を解決するためには、この小売商も相当あるよう

に従事するかと思ふのですが、しかし全体的に考えまして、購買会の販売所でござりますので私が申し上げたような事態も

ござりますので私が申し上げたような

ことになりますが、こういう問題につきましても、この法律案の適用を受けては、だらの問題を解決するためには、この小売商も相当あるよう

に従事するかと思ふのですが、しかし全体的に考えまして、購買会の販売所でござりますので私が申し上げたような事態も

ござりますので私が申し上げたような

ことになりますが、こういう問題につきましても、この法律案の適用を受けては、だらの問題を解決するためには、この小売商も相当あるよう

に従事するかと思ふのですが、しかし全体的に考えまして、購買会の販売所でござりますので私が申し上げたような事態も

題は非常にむずかしい問題でござりますのであります。その合計はこの法律の適用どころではない。それを数倍する面積に上るわけですが、しかし同一の面積で、というこれに該当しないため百貨店法の適用を受けない。これは非常に実質的には弊害を及ぼすわけではありませんから、そういうふうにおやりになるお考観であるか、それを私はお伺いいたし

たい。

○政府委員(川野芳満君) ただいま申し上げましたように、本法律案で百貨店と称しております、すなわち床面積が六大城市におきましては三千平方メートル以上、地方都市におきましては千五百平方メートルを有し、かつ

一部においても営利を目的としたとしております消費組合等でござりますならば、当然本法律案が通過いたせば本法律の適用を受ける、従つて本法律案によつての取締りを受ける、こういうことになります。

○政府委員(川野芳満君) ただいま申し上げましたように、本法律案で百貨店と称しております、すなわち床面積が六大城市におきましては三千平方メートル以上、地方都市におきましては千五百平方メートルを有し、かつ

一部においても営利を目的としたとしております消費組合等でござりますならば、当然本法律案が通過いたせば本法律法律の適用を受ける、従つて本法律案によつての取締りを受ける、

いうのは、本来の建前は一般的の不特定多数の消費者に売るのを目的としたものです。事業所の従業員及び家族と申しますが、消費生協でありますから購入と申しますか、消費生協でありますから購入と申しますが、消費生協の組合員、自分たちが自分たちの品物を自分たちの手で仕入れて、自分たちで買おうというそういういうダブループ、それから購買会でありますれば、ある事業所の従業員及び家族という範囲と申しますが、それが本来の目的でござります。小売商なり百貨店と営業の本来の目的を眞にいたす性格のものでもあります。たゞ現実にはいわゆる員外販売という形におきまして、それらの人たちが、消費生協で賣りますれば法律上禁止されることをやつておる事実、それが問題をむずかしくしておるということにあるわけであります。購買会の方は、これは法律的に規制も何もされておらないと申しますが、古くからそういうものとして出されておつたといふことでございますので、問題をそれらの事業所へ、消費生協なりあるいは購買会の物品供給所といいますか、それが本来の目的の範囲を後退いたしまして、その範囲内の——らち外に出ないということになります限り問題はすつと違った形で考えるべき問題であります。最初の第一段階のステップと申しますか、それらの対策は、そういうことを確保する措置、それが一番先に問題になるべきことではないであろうかというふうに考えますが、不特定多数の消費者をおびき寄せるといいますか、相手とする商業所と違いますので、同じに列するることは当然その点からもいかがかと思ひます。

○海野三朗君 今的企业局长のお話は、そういうことを私は聞いているのじゃないのでよ。百貨店でなくして、百貨店の業務を営んでいるものがあるのです。それは職員組合であるとか、あるいは何組合小売商という名目に、名目はそうしておるが、羊頭を掲げて狗肉を売つておるのじゃないか。現金をさえ持つてくればだれでも売るのじやないか、そうしてその売上高があるや、そこの休みのときには市内の方の売り上げがぐんと上っています。そうしてその組合で店を開いているときには市内の売上高はぐんと下っているのです。これを政府が監督しないで目的が違うというような、今企業局長が答弁されたようなのんきな話じやないですよ、実際は死活問題なんですね。そういうところを一つも今日まで取り締めていいないと私は言ふのです。従業員を相手にだけ切符が何かの制度でやるのならないのだけれども、現金買いだから、みなそこに行つて買っておる。そういうことを政府が見のがしておるのであって、いかなる監督の手をこれから打たんとするか、その所見を私は聞きたいのである。すでにそういうものは全廻数えても何千とあります。これは百貨店と何ら變りない。いや、組合の方でやつてゐるのだ、従業員のために販売するのだと言つておりますながら、一般の人に現金で売つておる。それは違法なんである。それを今日まで政府は取り締らぬ、私はそこを言うのです。それでこれを取り締らんとする御決意があるのか、いかなる手を打たんとしておられるのか、それを私は聞いて いるのです。

○政府委員(徳永久次君) 消費生協が法律で許された範例外の仕事をしておる、全部とは申しませんが、しておるということを今御指摘になつたことは私ども承知いたしております。これは先ほど来申し上げますように、通産省が合理化審議会の中の商業部会でのその問題は取り上げられまして、それの対策をどうやるべきか、たとえば通い帳販売にするような取締りにするか、現金販売を禁止すればおのずから貿外販売ができなくなるというような方法も考えられましようし、いろいろなことが今研究されておるわけであります。私どもこの問題を現状通り放置してよろしいということは毛頭考えておりません。ただ法の取締りに当つております地方長官も、その総元締めは今厚生省がやつておりますので、厚生省も来てもらひ、消費生協の人も来てもらひまして、小売商側にもいろいろな苦情も訴えてもらいまして、その間に適当の結論を得るであろうと、今せつかくく勉強中でございますので、今ここですぐこういうことをいたしますということをこれまで申し上げる段階に至つておりませんことをはなはだ残念に思ひます。

けの御決意があるかどうか、それを私が伺いたい。そうして面積は千五百と申しますけれども、ばかり方によつてはこれはいかようにもなるのです。坪や十坪はどうにもなるのです。そういうものに対しては、この声はもう三年前から私は聞いておるのです。そうして地方の小売業者を圧迫しておる、だからそれに対して取締りをやろうというお考えがあるか、それは厚生省の扱いであるから私は知らぬというお考えであるか、その辺を私は政務次官に、はつきりした御決意を承わりたい。

なお消費組合等において、実際的におきまして、百貨店と同じような営業行為を行なつておる、こういう部面も実はあることでも承知いたしております。しかして消費組合は御承知のように、各労働組合等におきまして厚生施設として実はありますと、これをこの百貨店法と同一に取り扱うこともどうであろうか、そこでこれを別な方法においていろいろ考える必要があるのじやないかと、こういうふうな点から、ただいま局長が御謹申し上げましたように、合理化審議会の商業部会において、消費組合等の問題をどうするか、こういうことを今検討中でございます。従いましてその結論が出来まするならば、こういう問題を実は取り上げていきたいと、かよううに考えておる次第であります。

○海野三朗君 そういたしますと、なだいまの御答弁では、その結論が出来なんば尙ほをしていこうというお考えなんですね。

○政府委員(川野芳満君) その通りでござります。

○海野三朗君 私は現状は、三年も前から耳が痛くなるほど聞いておるのであります。この消費組合が一般大衆を目当てて現金で充てておる。それですから、地方の小農業者は立つていけない。こういう現状を、これは厚生省の管轄だからといって通産省は黙つておられないのでないじやないか。これはやはり厚生省に申し込むなり何なりして、監督してくれるけれども、それはむしろ非常におそい、三年も前からこの声はやがましいのですから。全国にもう千数百あります

て消費組合である。従業員が目当てであるといって、目当てだけはそうなんだけれども、事実は一般大衆を目当てに現金で売つておる。そうしてなんだん拡張しておるのです、そのもうけた金で、不届き千万と言わざるを得ない。これを私は今企業局長のお話のように、本来の趣旨であるからこうだ、そういうことを聞いておるのじゃないのです。この百貨店と同じ仕事をやつていて、いわゆるもぐりといいましょうか、そういうものをはつきりしてもらわなければならないということを私は伺つておるわけであります。

○政府委員(川野芳爾君) 御質問の御趣旨はよく了承するわけであります。従いまして御趣旨に沿うような点も考えまして、今商業部会で審議中でございますが、結論が出まするならば、厚生省ともよく打ち合せいたしまして、そうして善處いたしたいと、かように考へておる次第であります。

○河野謙三君 私は政務次官に追い討ちをかけるようですが、案を練られるのはけつこうですが、今に今にと死んじやつた人があるので、一体いつまで大体期限は、私はここに期限を切つてくれというのじゃないが、いつごろまでを目途にしてその結論が出されるのですか。

○政府委員(徳永久次君) 実は商業部会で、小売商にいろいろな影響のあります問題を、いろいろと答収を出そうとしております。みな答収を待つておりますと、この国会に間に合いませんものですから、百貨店だけ、ある程度の結論が出たのですから、それが先走つたということになります。実は本

来は、いろいろなことを一緒に答へるかと思つたのであります。この国会に間に合わしたいと思つておつたわらを、おそらくほかのものも出てくればありますので、とりあえず百貨店だけ出してしまして、これを、ほかを待つておつて百貨店がおくれても工合悪いということで急いだようなわけであります。ただいま国会の会期中でござりますので、審議会はなかなか思うように開けませんので、少し間延びいたしました。どうなわけでありますか、私どももだいまおしかりもございましたように、だらだらとやるつもりは持つております。

いれども生産部門まで入つておきであります。日本におきましては、必ずから政府に御方針があると思う。そういう、たとえばスエーデンなり歐洲の非常に発達した消費組合の形を、これをモデルにしておられるのかどうかということをこの機会にちょっと伺いたい。

○政府委員(徳永久次君) 現行の消費生活協同組合法によりますれば、今お尋ねのございました加工生産もできるということになつております。ただし、商品が限定してございまして、組合員の生活に必要な物資ということに限定がついております。現実には生産面まで消費生協が乗り出しております。う事例は、私よく承知いたしておりますが、いろいろな法律上の建前としては、この消費生協組合といふものの性格から見ますと、生産するということには若干の問題があろうと思いませんが、実際上日本において、そこまで手が伸びていないということは、それだけのむずかしさがあるのじやないかと思います。

○河野謙三君 現状は、日本の消費組合の実情というものが、そういう生産部門まで入るところまでいっておりませんけれども、将来そういう問題も起り得ると思う。その場合に政府はどういう指導方針を立てるかということなのです。それを積極的に奨励されるのか、それとも、それはきわめて消極的に、そういうことについてはむしろ押えようにしていくということなのか、これはやはり小売商の問題に非常に大きな影響がありますから伺つておき

○政府委員(川野芳潤君) 現行法においても実に生産部門の一部にも実はタッチすることができる、こういう法律の建前にもなっておりまして、消費組合は生産部門の一部であるから、今ここでこれをどうするかという問題につきましては少し検討させて返答させていただきたいと存じます。

○政府委員(川野芳滿君) どうも私の答弁を誤解されたのではないかと思うのであります。と申しますことは、私は個人いたしましては消費組合が生産部門をやることは、これは弊害があると私は個人としては考へておる。しかし現在ではすでに法律にもなつております問題でござりますから、一政務次官として答弁するのにはあまり大きな問題ではないか、これは大臣と相談して答弁すべき問題であると、こう考えましたので、検討して御答弁申し上げたい、こういうふうに私御返事申し上げたのであります。いつまでも野放しにしておく、こういう意味ではなくて、かかる点を御了承していただきたいと思います。

○河野謙三君 それでは政務次官としては消費組合は法律によつて許されておる生産行為といふものはやれる前になつておるけれども、政務次官としてはこれは国の中小企業の現状から見て消費組合が生産部門にまで入ることばかりに法律に許可されてあつても歓迎するところではない、こういう御見解と承知していいわけですね。

○政府委員(川野芳満君) これは個人としての意見であることを一つつけ加えさせていただきたいと思います。

○河野謙三君 それでは一つその点について大臣の御見解を伺いたいのです。が、私は今大臣がいらっしゃる前に消費組合と中小企業のいろいろなあつれ

きの問題の論議があつた。そのあとで今私がお尋ねしておるのは、歐州の消費組合といふものは消費組合の理想の形だと思います。特に歐州でもスエーデンの消費組合といふのは非常に理想的に発達しておるわけです。これはいすれも生産部門にまで入っているわけです。日本の消費組合も法律の条文には生産部門までやつていいということになつておる。それでおそらく日本の消費組合を指導しておる方から見れば、また消費組合の組合員から見れば、いずれ将来そういう一つの理想を持つておられると思うのです。そういう場合に、今から政府として消費組合が生産部門に入ることがいいか悪いかということについて、これを積極的に支持するのか、法律に許されておつてもこれは消極的に、できるだけそういうことのないように、そうして消費組合と中小企業とのあつべきがないようにされたのか、こらることを私は伺つておつたのですが、個人としては政務次官はそれはきわめて消極的であつて、消費組合が生産部門に入ることについては歓迎しないと、こういう御見解なんですが、これは通産大臣、どうですか。

○國務大臣(石橋湛山君) むずかしい問題ですね、御質問の趣旨はどういうところにあるか知りませんが……。

○河野謙三君 私は別に博識じゃないでありますし、御質問の趣旨はどういうことか、さうしてお話を聞きましたときに、英國並びにスコットランド・マーク等の消費組合については少しつくは調査してきた。消費組合の歐州の連盟までてきておるわけです。そういうものは非常に発達して、たとえば

ゴム製品ならゴム製品が非常にコストに対しても市場価格が高いとすぐ消費組合といふものは消費組合の理想の形だと思います。特に歐州でもスエーデンの消費組合といふのは非常に理想的に発達しておるわけです。これはいすれも生産部門にまで入っているわけです。日本の消費組合も法律の条文には生産部門までやつていいということになつておる。それでおそらく日本の消費組合を指導しておる方から見れば、また消費組合の組合員から見れば、いずれ将来そういう一つの理想を持つておられると思うのです。そういう場合に、今から政府として消費組合が生産部門に入ることがいいか悪いかということについて、これを積極的に支持するのか、法律に許されておつてもこれは消極的に、できるだけそういうことのないように、そうして消費組合と中小企業とのあつべきがないようにならぬといふふうに思つておつたのですが、個人としては政務次官はそれはきわめて消極的であつて、消費組合が生産部門に入ることについては歓迎しないと、こういう御見解なんですが、これは通産大臣、どうですか。

○國務大臣(石橋湛山君) むずかしい問題ですね、御質問の趣旨はどういう

ゴム製品ならゴム製品が非常にコストに対しても市場価格が高いとすぐ消費組合といふものは消費組合の理想の形だと思います。特に歐州でもスエーデンの消費組合といふのは非常に理想的に発達しておるわけです。それはいすれも生産部門にまで入っているわけです。日本の消費組合も法律の条文には生産部門までやつていいということになつておる。それでおそらく日本の消費組合を指導しておる方から見れば、また消費組合の組合員から見れば、いずれ将来そういう一つの理想を持つておられると思うのです。しかしこれは消費者から見れば理想的でありますけれども、日本のように人口が多くて必要以上に現在小売商ができる、卸商もできておると、非常にこれは摩擦を起す。特に欧洲——スエーデンのようないくつかの国は消費組合があつて、常に問題が起つておる。私の結論としては今政務次官がおつしやるよ

うことは、非常に消費組合の理屈の形にされたら私は非常に問題になつておらないですよ。やつてみれば失敗ですよ。私もやつてみた経験があります。ほんとうに消費組合が団体であるのは生産部門じやな

うに、いかに法律で許されておつても消費組合が歐州の形のような生産部門まで入るということになれば、これは私は問題となろうから押えなければなりませんが、これは通産大臣、どうですか。

○國務大臣(石橋湛山君) むずかしい問題ですね、御質問の趣旨はどういうところにあるか知りませんが……。

○河野謙三君 私は別に博識じゃないでありますし、御質問の趣旨はどういうことか、さうしてお話を聞きましたときに、英國並びにスコットランド・マーク等の消費組合については少しつくは調査してきた。消費組合の歐州の連盟までてきておるわけです。そういうものは非常に発達して、たとえば

ゴム製品ならゴム製品が非常にコストに対しても市場価格が高いとすぐ消費組合といふものは消費組合の理想の形だと思います。特に歐州でもスエーデンの消費組合といふのは非常に理想的に発達しておるわけです。それはいすれも生産部門にまで入っているわけです。日本の消費組合も法律の条文には生産部門までやつていい

可しなければできないと、こういうことになるわけなんですね。当然大臣としては審議会の答申を待つて、慎重に決定したいというようにお考えになっていると思うんですけども、いずれにしても、これは諮問機関であって、決定されるのは大臣である。大臣はそういう点について、ここでどの線だということを言われるか言わなければいけません。からぬけれども、お考え方をお聞きしたいと思います。

問題になつておる。相当世論も起きておるし、いろいろな面から話題になつておるが、これに対してもどういうようにお考えになつておるか、これを伺いたい。

○國務大臣(石橋湛山君) 実は私袋の「丸物」の事情をよく知りませんがこれはまだ全く手をつけていないとか、これから公共の建物を使ふとかいう場合にはなるべく十分研究してこの付帯決議もありますからそういう方法でないようになりたいとは考えております。

とも、これはうそになつて行く、こういうことになるのですが、これはどういうふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(石橋湛山君) 今お話のような結果ならばこれは、公共の建物をなるべく使わないという趣旨に沿うて池袋の閣題も処理したいと思います。

○岡具根登君 この法案が審議されてからほんどの百貨店は、まあ見通しのあるところもないところもありましようけれども、昼夜兼行でやつてお

○政府委員(徳永久次君)　百貨店の許可のこうですから御答弁を願います。

認可の仕事につきましては百貨店の仕事と自身がある程度地方的色彩を持つことがありますので今お話をのように地方的事実といふものを十分判断の際に考慮しなければならないということはお説の通りでございまして、実は衆議院におまして政府原案の案が修正を受けました。ただいまさまでありますことは、一つは商工会議所の意見を聞くところと、それから利害関係人の意見

うふうに考えまして、いわゆる中立委員と申しますか、というような方々で構成いたしたいというふうに考えております。まだ具体的な人選に入つてはいないわけでござりますが、大体の階級なりといいますか、腹づもりとして申し上げますれば、消費者代表的な方が二人、それから世論代表と申しますか、新聞社のいわゆる論説委員と申しますか、というような方々一人なりと二人、この種の事項に文字通りの、狭い意味の、狹義の学識経験の深い二、三の方で構成をなすことを想定で実は構成

○国務大臣(石橋湛山君) 今のは、あらはどの線だということは、これはなかなかきめることはできないと思ひます。だから、まあ、審議会にかけるということは、ある意味においては責任回避になるかどうかしりませんけれども、とにかく議会にかける。審議会で十分研究してもらって、なるべくアドバイスのないようにしていくとともに、とにかく議会にかける。審議会にかける。審議会にかける。

○阿木根登君 私どもは委員会からこの池袋の周辺を見に行つたわけです。まあ東京の地勢から考えてあそこであれだけの百貨店が集まらなければいけないかと、ということは私は疑問だと思いませんが、これは専門家ではないのでわかりませんけれども、すでに都でも一応の決定はされておるし、あの池袋の駅前の六百数十坪ですか、これは駅前の広場だと、いわゆる遊園地みたよな考え方でのラッシュアワーを何

しようけれども、昼夜兼行でやつておられる、でこれが明日の本会議で通過するということになれば、一ヵ月後にはこれは施行されるわけですね。その間には工事は相当進捗して行くと思う。そういう点を十分考慮してやっていただかなければ、私はこの法律を作つたためにかえつて促進した結果になる、かように思いますので、その点十分注意していただきたいと、かようになります。

うことと、それから利害関係人の意見を聞く、もしくはその団体及び参考意見を聞くということにしております。それが法律上聞かなければならぬといふ対象に入っているのであります。私がどもとしましてはあわせてですが、私どもとしましてはあわせては方の通産局あるいは県なりの意見もきつもりであります。それからこれいふぐずくずするじゃないかというお話をございますが、法律によりまして現工事中のものにつきましては法律施行後三週間内に業者といいますか、百貨

独り意味の 犯罪の字語辭句の激しく
を二人、まあそんな見当で実は構成す
たらよろしいのではなかろうかといふ
ことを考へていますが、具体的にはと
だ人選には入っておりません。

○委員長(三輪貞治君) ちょっと一
関連して。こまかいことですが、三週
間以内というのは、地方から出しま
と、いろいろ問題が起る場合もある
ですが、三週間以内の消し印があれ
ぞろしいのですか。

○政府委員(徳永久次君) 法律上通

○阿見根登君　ここに答弁では、私もそれ以外の答弁はできないのじゃないかと思いますが、それでは、付帯決議のかの第二項になつております、一国、地方公社団体及び公共企業体の所有する土地上に、又は施設を利用して、百貨店業を営むることを、原則として許可しないこと。」が、これが第二項になつてゐるわけなんですね。この点については、この通り委員会の意思を尊重してやるということを言つておられますから、これはまた非常にむずかしい問題かもしませんけれども、卑近な例を一つあげてお尋ねしたいと思うのです。たとえば、袋泡の「丸物」ですね、これは非常に今

とかして緩衝地帯を作らなければいけないということで、結局地方の業者からも買上げた土地があると、ところがそれが今度は「丸物」という百貨店で何階かは、そのうちの一階は駅の施設になるけれども、あとどの九階は百貨店になってくる。こういうことになれば、この付帯決議から見るならば全く相反していることであって、もしもこういうのが許されるということになるならば、この付帯決議は空文になる、そうすれば大臣が衆議院において付帯決議については十分考慮して尊重して行くと言われたこ

すが、審議会ができます。これはむろん大臣の諮問機関ですが、審議会が通産省にだけできるわけですが、そうすると地方の通産局は地方の百貨店のこ^トういう増改築等の問題はどの点で審議して行く、また審議して行く過程においておそらく商工会議所その他中小商店等の意見を通産局は聞かれて、そして中央の審議会を持ってくるのだと思^うが、これまでその間には相当な日数がかかると、こういうふうに思うのです。それに対してもう一つうに考えおられるか。

それからこの審議会の六人の構成はどういうメンバーで構成しようと思つておられるか、これは局長からでも

店側は請印申譯をしなければなりません。ようになっております。これは一齊出てくるわけです。最初は大へんだと思ひますが、私どものただいま申しげました法律上の要件の相手方及びそれ以外の、必要と考えますような相の方からも意見は至急に出してもらって处置したいというよう考へておられます。

それから次にお尋ねがございまし審議会の委員の構成でございますがこれもいろいろ考へました結果、利関係者をお入り願わないよな建前会の事案の性質にかんがみ、審議の當が円滑に参るのじやなかろうかと

い違議で書たり手と上にに
お話を通り消し印がそういうこと、なっておればけつこうでござります。
○阿見根登君 今の審議会の構成員メンバーですが、私はそれだけこだと思ひますが、ややともすると消費者代表という人が世論の代表であつたり、あるいは学識経験者の中から出来たり、こういうことになつてほんうの消費者の代表という声が聞かれ、いようなうらみがござりますので、際の消費者代表、たとえば国会等に消費者の代表として来られるようの方々ね、事実消費者の代表になつておられる方、おそらくどなたも消費者ばかりでござりますけれども、それが混

されても学者ばかりになつてみたり、あるいは新聞社の人ばかりになつてみたり、そういうことでなしに、ただいまのようない構成でやつていただきたい、かように思います。

○本論題(三輪貞治著) は、一と説話をとめて。

○委員長(三輪寅治君) 速記を始め
て。

○**海野三朗君** そこでどうしても百貨店というものに対する定義を今おきめにならないかもしませんがね、これは定義をおきめになっていないとおかしな抜け道がどんどん出てくることが想像されるのです。面積と物品販売業だけではそれではいけません。物品販売業といつても一種類か二種類のものを売つてたとえば自動車販売業と

にはなかなか問題がございまして、なかなかきちんとしたしませんものですから、それよりも物品販売業という形での方がいいのじゃないか、今先生がおっしゃったように一つの品物だけでも千五百平米以上あるいは三千平米以上というケースも起るかと思います。呉服屋で大きいのがあったり、貴金属商で大きいのがあったりというようなこともございますから、たしかにいわゆる

けたるやどうかといふと、そのもうけでだんだん拡張しつつあつたんです、今まで。で大百貨店に決して劣らぬ建物もずいぶんある。そういうものを取り締るのにいかなる取締りをおやりになるお考えであるか、このことについては一つ通産大臣の確たる御決意を承わつておきたいと思うんです。

○阿具根登君 私は社会党を代表いたしました。本法案に付帯決議をして賛成いたします。まず付帯決議を読み上げます。

政府は、本法の実施に当り、衆議院における附帯決議を尊重すると共に特に左の点について留意すること。

一、百貨店業者が顧客誘引のため自

Digitized by srujanika@gmail.com

○海野三朗君 私がお伺いしたいのは百貨店というのは何をもって百貨店と

言われるか、そのデフィニションを伺つたのであります、政務次官は面

積をもつて貢われました。面積が千五

百平方メートル以上、地方においては。そうすればそれはデファイニショ

ノ、定義になつていなかじやないか。
百貨店といひのは二う、うのと百貨

百貨店というのにはどうしてそのを百貨店という定義が一つも定まつていな

い。あいまいもことしている。だから面積を千五百平方メートルとか、幾千

面積を制限する

して、いるが、売っている品物について
はこれは一つも制限しておりません。

この百貨店というのはどういう種類、

品物にすれば何百種類とか、幾種類かということにして、デフィニションを

はつきりして いただかないと おかしな
ものこなるのじやないか、私は そう思

うのですが、どうですか。

○政府委員(川野芳潤君) 本案の第三条に掲げてござりますように、百貨店

業とは物品販売業であつて、そうして

面積が六九都市においては三千平方メートル以上、地方においては千五百平

方メートル以上、こういうことになつてゐる次第でござります。なお物品の種類等は本法律案ではうたつております

○海野三朗君 そこでどうしても、百貨店といふものに対する定義を今おきめにならぬいかもしれませんがね、これは定義をおきめになつていいないとおかしな抜け道がどんどん出てくることが想像されるのです。面積と物品販売業だけではそれはいけません。物品販売業といつても一種類か二種類のものを販つたとえば自動車販売業といつても道を広くとった場合にそれも考えられるので、それも百貨店に入るということになつてくると思うのです。それで百貨店というのはどういういかなる種類のものを何種類以上売り出すものとか何とかという定義がないとおかしなことになると思うのです。が、ただ面積と物品販売業だけで百貨店といふわけにはいかぬと思うのです。そこを私ははつきりしておかれが必要があるのじゃないか、こう思うのです、いかがでしょうか。

○政府委員(徳永久次君) 百貨店の定義につきましては、実は戦前の法律では割合むずかしい書き方をしております。今先生おつしやったように商品を三分類いたしまして、衣料関係とか雑貨とか、その中にいろいろなものがあります。それからもう一つは衣食住に関する物品とか、そういう定義にいたしておりましたので、いわゆる俗にわれわれが百貨店として了解しております。それからもう一つは衣食住なら雑貨、それから衣食住なら衣食住なら衣類なら衣類、それから雑貨なら衣類などといふのが法律的に考えますと、やはり常識的にはわかりやすいのでござりますけれども、法律的

せん。何でもけつこうであります。

○海野三朗君 おっしゃったように一つの品物だけでおつしやつたように三千平米以上千五百平米以上あるは三百平米以上というケースも起るかと思います。吳服屋で大きいのがあつたり、貴金属商ともございますから、たしかにいわゆる百貨店と違うのじゃないかという感じも出るかと思いますが、呉服屋にしろそう大きくなりますと衣料ばかりでなしにふとんも販つておるし、シーツも販つておる、かやも販つておる、おぐしも販つておるというようなこともなるかもしれません。まあ小売商の受けける影響からみれば相当規模の大きい物品販売業といふことで、大きく考えて、大局の趣旨からみていいのじやないかということでおこなはうな定義にいたした次第でござります。

○海野三朗君 もう一つ、先ほどから私質問しておるのに対してもぴんと来ないんですが、百貨店というふうに目されないで、つまり物品販売業をやつておる組合とか、あるいは消費組合とか何とかいうものがお金を出しさえすればだれにでも売るという、すなわちその行動たるや百貨店と何ら異なるところがないのである。そういうものに対していくなる取締りをなさんとしておらるるのであるが、その点を私はお伺いしたい。で、百貨店になつていい、つまり購買組合とかあるいは、つまり購買組合とかあるいは消費組合という名目でやつておるんです。そうしてしかも写真のカメラまである、自転車まである、もうあらゆるものも売つておる。そしてそのもう

けたるやどうかといふと、そのもうちでだんだん拡張しつつあつたんです。今日まで。で大百貨店に決して劣らぬような建物もすいぶんある。そういうものを取り締るのにいかなる取締りをおやりになるお考えであるか、このことについては一つ通産大臣の確たる御決意を承わっておきたいと思うんです。

○國務大臣(石橋湛山君) これはこの法案を考えまする最初から問題にいたしまして、いわゆる購買会とかいうようなものをどうするかということにつきましては必ずしもん検討したのであります。が、実際の取扱い上今回この百貨店法と一緒にそこまで行くことは困難だという結論になりまして、まあ一応その点は今度は延ばしておるわけあります。

○海野三朗君 で、何らかの手を打とうとお考えになつておるわけありますか、またはこれはやむを得ぬといふお考えでありますか。

○國務大臣(石橋湛山君) これは何らか手を打たなければならぬと考えて研究をしておるわけです。

○委員長(三輪貞治君) ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) では速記をつけて下さい。

他に御発言もなければ質疑は終了しましたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを

○阿具根登君 私は社会党を代表いたしました。本法案に付帯決議を付して賛成いたします。まず付帯決議を読み上げます。

政府は、本法の実施に当たり、衆議院における附帯決議を尊重すると共に特に左の点について留意すること。

一、百貨店業者が顧客誘引のため自ら若くは他と提携してターミナル施設を設けないよう本法の運用に万全を期すること。

二、購買会及び消費組合等が所属会員外に物品を販売する等百貨店類似行為をしないよう適切なる措置を講ずること。

以上であります。

意見を申し上げますと、本法によりまして百貨店の売場面積の拡張及び現行法においております増改築等に当りますことは中小商業に影響を与えないといふことが一つの条件になつておりますが、きわめてその幅が広いのであります。そこで地方あるいは中央のボス等の介入がきわめて憂慮されますので、その点政府におかれましては十分留意されるように強く要望いたしまして、本法案に賛成いたします。

○白川一雄君 私は自民党を代表いたしました。本案に賛成するものでござります。しかしこの法案を検討いたしました間に当局に質疑もいたしたのでございますが、この法律の書き方が非常に不徹底な書き方になつておりますが、たとえば第九条のごとく、影響があることと認められた場合とどうようなことがありますか。もう現実に影響があることがわかつておる事柄 자체を非常にありましたが、これがわかつておる事柄 자체を非常にあります。

のこがめじ帯びてくた。感 すよく、まことに、運営会 14 うながし、正義

いまいな書き方になつておるという点。また先ほども質疑のありましたように、増築、新築しておりますものを状況判断して許可をするという場合に的確な一つのスタンダードに基いてやるということをはつきりしておかないと、法律に対する信頼感を国民の中に失わしめるというような結果を生ずるのを非常におそれるので、この点当局は十分御善処下さることをお願いたしまして、賛成するものでござります。

○河野謙三君 私は希望を付しまして、本案並びに阿具根君提出の付帯決議に賛成いたします。

私の希望と申しますのは、過日通産省からいただきました統計資料によりましてはつきりしておりますように、小売店の圧迫によって小売商が困窮しておるのだと、そのものの問題は小売り一そく小売商そのものの問題であります。これは大臣もごらんになつたと思いますが、最近の四年、五年の百貨店並びに小売商 中小業者の売上高を見ましてもこの比率は少しも変わっておりません。むしろある場合には比率的には小売商 中小業者よりも百貨店の方の売上高が減り去るというようなことがあります。また店舗の数にいたしましても、百貨店もふえておりますが中小企業もまた非常にふえております。問題は中小企業者の著しくふえつたること、従業員の著しくふえつたこと、ここに小売商の眞の病根と申しますか、困難なものがある。こう

いうことははつきりしております。でありますから本法によりまして百貨店の進出を規制することにつきましては、私は前段に申しましたように賛成でありますけれども、これとともに中企の真の困難な道を歩むもとは中企内部に伏在しておるということを一つお考へいただきまして、この方面に抜本的な対策を立てられなければ中小企業対策にならない、かように思ひます。

もう一つは、先ほど来非常に質疑の中にありましたように、消費組合対中小業者の問題、この問題につきましては、御意見を強く要望いたしまして、本法案に賛成いたしました。

会に強く要望いたしまして、本法案に賛成いたしました。

○委員長(三輪貞治君) 他に御意見もなければ討論は終局したものと認めて認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を附すことになっておりますから本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名 西川弥平治 阿具根 登 古池 信三 中川 以良 苦米地義三 上條 愛一 小松 正雄

藤田 進 高橋 六郎 深水 六郎 海野 三朗 河野 謙三

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきもと決定いたしました。

次に討論中に述べられました阿具根登君提出の付帯決議案を議題といたしました。阿具根登君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に休憩中にお諮りをいたしました競輪の政廢に関する中間答申についてお諮りいたします。この問題は第二十二回国会の競輪の政廢に関する審議会の中間答申を中心として御説明させていただきたい

会の決議とすることに決定しました。

なお、本会議における口頭報告の内

帶決議案は、全会一致をもつて本委員

会の決議とすることに決定しました。

その他自後の手続につきましては、慣習によつておつたわけであります。

それに基きまして、競輪運営審議

会によりましてこれを委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でござります。よつて阿具根登君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員

会の決議とすることに決定しました。

そこで、第二十四回国会の会期中に

帶決議案は、全会一致をもつて本委員

会の決議とすることに決定しました。

</

やめるんだと、こういうことを言つた方がよほどいいと思う。裸でしりまくれというような競輪をやりながら、健全化しよう、収益の上らないようにして競輪の目的を達成するなんて、そんなばかなことはできない。こういう形を私に言わせれば、はなはだ審議会のにして、そうしてそれで地方自治体には失礼だけれども、こういうのは不まじめな答申だと思います。競輪をスポーツ化して、そうして健全なものにして、こういうことを通産大臣お受けになつて、私の言うことはよくわかるでしょまくれということはできないんです。こういうことをクロスするのですよ。クロスしているのです。すでに底へきているわけです。底へきつあるわけです。それをさらに健全化、スポーツ化しよう——スポーツ化しようということは、オリンピックの派遣費を出しがスポーツ化ではないのですよ。だから競輪でオリンピックの費用を出すといつても体協の一部——ラグビーの協会あたりはああいうきたない金だからもらえないという団体もある。

はなはだ意見になりますが、私はあなたは通常国会までにこの答申を成文化してやるということは、結局競輪をやめるという以外の成文化はないと思ふ。まあおやりになれば、お手並見う。ということなんでしょうが、大臣どうですか。そこは。そろそろおやめになれる腹をきめて、何年の何月までにやめるか、ことしの十二月までにやめることとは無理ですよ。私も実は平塚

の競輪をやっておりまして、平塚市の全予算がわずか三億か四億の一年の財政であつて、その中の競輪競馬の収入といふものは一億三千万円くらい見てゐる。これをやめたら平塚の町は立たない。そういうことはよくわかります。だからことしの十二月か、来年の三月といふのは無理でしょう。どうせやめるか、それをやめなければ大臣の腹はもうこれはやめなければいかぬ、来年やめるか、再来年やめるか、その次にやめるかこれをまず出さなければ大臣は成文化ということは……そういうとだと思うのですが、その点だけでもちよびりでもいいから御意見を承わりたいと思います。

○國務大臣(石橋湛山君) いや御意見まとことごもつともで、こういう性質のものですからそりやうでしよう。スポーツ化ということは収益が非常に乏しくなるものでありますから、そうなれば自然どうしてもやめなければならぬという結論になります。なお審議会が十分その点も問題にしまして、一つやめるならやめる、そうしていつまでにやめればいいか、今の平塚の例のように、実際は各地でなかなかこれを当てにしておるところもありましますから、これも無視できない。その点をかかるべく研究いたしたい所存でございます。

○河野謙三君 いずれこの問題についてはたっぷり私も一つ質問してみたいと思ひますから……。

○委員長(三輪貞治君) 他に御発言をなさればこの中間報告は承ることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 次に石橋通産大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(石橋湛山君) 途中で發言して恐縮でありますが、本会議に関連したことであつて弁解をさしていただきたいたいと思います。

それは、この間藤田議員から本会議で御質問がありまして、武器輸出のことについてその際、過去において幾らでしたか七十幾万ドルかの武器輸出があるじゃないかというお尋ねがありますが、実はほんとうの話はそのときも知りませんでした。やや古いことでありますしやられますが、今まで三回ほどあります。一つは七ミリの戦車砲弾五万発、タイの陸軍に売っていることがあります。これが二十八年ごろにありますて、金額は四十五万四千ドル。それからその次に五ミリの山砲弾体、これは十万発、金額は九万二千ドルであります。これはビルマ、昭和三十年の十一月。これは比較的新しいのであります。三十年の十一月に売っております。この中で詳細はございませんが、日本からもともと日本の兵器であつてその修繕とか補修の意味のものが少くともこのうちの二つぐらいはそれに当るもののように

○藤田進君 当時の私どもの調査と今
い違つて、いたわけですが、今回訂正をさ
りまして、その点やや一致いたしました
のであります。ですが、それに関連して恐
怖化されましたが、その後シリアル向の武器輸出
の問題はどうなりましたか、外務省との
関係。

○國務大臣(石橋湛山君) それはござ
いません。ただ何か少し話がありま
して、携帯用電話、これは武器と見るか
見ないか問題であります。これは一
般的にも使えるものであります。が、携
帯用電話の注文がありました。これは
私必ずしも武器とは言えないだらう
し、そういうものまで武器と考へて輸
出しないとほかにも影響がありますの
で、これは何とかして輸出したらい
だろうと思います。携帯用の電話の許
可がありました。が、そのほかにはござ
いません。

○藤田進君 これはどう見ていいづ
しよか。場合によれば速記をとめて
もけつこうですが、要するに引き合
いもつたし、また業界では出さんとい
たが世論なりあるいは国際事情なり勘
案してその許可をついに求めてこな
かつたというふうに思うべきか、それ
ともその引き合い 자체がまとまらなか
かつたというか、そちらの事情はどう
ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今のお尋
ねは、シリアル向とかいろいろ新聞等に
は出ております。商社あたりには照会
が来ておりますが、具体的に許可が申
出されています。

おどるものはございません。ただいま大垣からお話をありましたものは別であります。が、その他のものについては具体的には出ておりません。この前問題になりましたのは例の何か新聞にておりましたアメリカのスペックのものであります。あれにつきましては何も出ておりません。

○藤田進君 これで時間はとろうとは思ひませんが、許可申請が出ていたか出ていないかということをお尋ねしたのではないので、そういう引き合いでだめになつたか、あるいは世論なり、あるいは国際事情を勘案して業者筋で許可申請をしなかつたということになるとだらうか、そこらの事情をちょっとお知りたかったのです。

○政府委員(鈴木義雄君) その点はどうもわれわれとしてはわかりません。あるいは宙ぶらりんにあるのか、向うがやめてしまつたのか、そこらの事情はわれわれとしてはまだつかんでおりません。

○委員長(三輪貞治君) 次に下請代金支払遅延等防止法案を議題にいたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○西川弥平治君 本案に関しましてまず第一に質問をいたしたいと思いますことは、公取がさきに発表した下請代金の不當なる支払い遅延の認定基準との関係であります。この認定基準は親企業が支払い遅延をした場合にそれが不當なるものであるかないか、これを認定する基準であり、これによつてもし不当と認めらるるものがあれば公取は独禁法におけるいわゆる不公正な取

引として親企業を公取の審判にかけ、そこで不当であるとの審決があれば親企業を独禁法違反として処罰し得るものと理解していたのであります。従つてこの認定基準があれば親企業の責任における支払い遅延はかなり防止ができるものと考えられるのであります。ところが実際にはこの認定基準が発表されてから二年を経過しておりますけれども、支払い遅延は依然として横行し、下請企業、特に中小機械工業は非常に苦しい立場に置かれておるのであります。そこで今度ただいまのような法案が提出されたのであると思うのですが、何ゆえに認定基準ではありますか、何ゆえに法律化しなければならなかつたか、このことに第1私は問題があると思うのであります。思うに公取の機能は占領下においては占領軍の庇護のもとに非常に権威をもつて經濟界に臨むことができたのであるが、諒和効果とともに極度に弱体化したのではないかと私は思うのであります。経済界には独禁法無用論さえも出ているのであります。このような状態のもとで認定基準というような形では、もはや親企業の横暴を抑えることができなくなつてしているのではないのでしょうか。そこで独禁法との関係を法的に明確にして法の力をかりて支払い遅延問題に対処しようとするのではないのでしょうかと私は思うのであります。しかし、およそ法律といふものは經濟の実情を離れて効果を發揮し得るものではないのであります。政府の方針が、もし大企業保護、大企業の横暴撲滅の態勢をとり、社会の常識もまたこれを黙認するようであれば、いかに法律が制定されても、法律

が実際の効果を上げることは期待できません。しかしながら、幸いにまだ世論は親企業の不公正なる取引を黙認し、当然と考えるのは麻痺してはいないのであります。そこでこの法案が生まれようとする理由があると考えられます。しかし、いかにひいき目に見ても公取の現在の機構ではこの問題を十分に処理していくかどうかに疑問を持たざるを得ないのであります。公取の仕事は下請関係の不公正な取引を防止するだけの仕事に局限されているわけではありませんのであります。本法が通過したら官庁になるということでもないのであります。もちろん本法案は閣議の決定を経て提案されたものであるから各省大臣も本法が円滑に実施され、実際効果を上げるように協力するであろうが、それがためにも公取が十分な予算と手足を持たなければならぬと私は考える所であります。本法の効果的運用を期待し得るにはどうしても以上のようない観点からいたしまして公取の機能を拡充する案を持つてゐるかどうか、それから公取の予算是今きまつておりますが、この法律を実施いたしまするためには補正なり追加等によつて増額することがなければならぬと思いますが、その用意があるかどうか、また各省の大臣は本法の施行にいかなる協力をなさうとしておりますかどうか等について一つ公取委員長、通産大臣等にお伺いたいと思います。

しても必要な場合には適當な措置を講ずるという聲明もされておりますが、内閣におきましても今後の公取の行き方を見まして理解のある措置がとられることと私は信じておる次第でござります。

○國務大臣（石橋湛山君）　ただいまの公取委員長からお答えされたことで尽きておるのでですが、この法律によつて今までよりは公取委員会から……実際においては中小企業庁が助効をしておつたのですが、その助効がはつきりいたしまして、ですから今までよりは多分公取委員会も働きがいいのではなかと思つておりますが、しかしこの予算、定員増加とその他必要があればこれはむろんいたさなければならぬとわれわれは考えております。ほかの大臣、内閣としても同様に下請代金支払い遅延ということは非常に困りますので、これは何とでもして取り締らなければならぬないと考えております。御趣意に沿うて参りたいと考えております。

○西川弥平治君 第四条の二号の「下請業者の給付を受け領した後、下請代金を遅滞なく支払わないこと。」は親企業の不當行為となることについて一つ伺つてみたいと思うのであります。第四条は親企業者の不當下請行為と称すべき項目を列挙したもので本法案の主眼の存するところと思ふのであります。この四条の不當行為について第二号を除いてはいずれも「下請業者の責に帰すべき理由がないのに」という文言がついております。第二号のみが特にこれを省いているのであります。これは何ゆえにこれを省いておるのか、その理由を一つ伺つておきたいと

○政府委員(横田正俊君)　この二号で特に實に帰すべき理由がない」というた
いませんでしたのは、遲滞なくといふ
言葉の中には早く払わないという時間
的の問題と、それからやはりここに支
払わないのについて何が格別の理由は
ないというのにこれを怠つておる、こ
ういう両方の趣旨が含まれるように解
せられますので、趣旨は全く一号、三
号、四号にござります「實に帰すべき
理由がないのに」ということがやは
り第二号の中にも含まれておる趣旨で
ございまして、従いましてたとえば受
領したが調べてみたらば非常に注文と
違つた瑕疵のある品であつたというこ
とがわかりました場合に、支払いをし
ないということは遅滞なく支払わな
かつたということにはならないのであ
ります。

が、この認定基準を実際に適用してみますと、多くの親企業は支払い能力という点に逃げ込んでしまうというような傾向もございました。この支払い能力の有無によってよいか悪いかといふことを判定することは取締りをしりぬけにしてしまうというような鋭い御批判もございましたので、今回はこの点は特に支払い能力の有無ということは、これは実際問題としましては非常に重要なことではございますが、能力の有無ということを特に支払いを怠っているという問題の一つのマルクマールにはしない趣旨でございまして、これは御承知のように金銭債務というものにつきましては民法の規定によりましても、不可抗力をもつて抗弁とすることができないというようなことが言われておるわけでござります。これは法律上のぎりぎりの問題としてみますとそういうことが民法にはうたつてあるわけでございまして、そういう考え方からいたしましてもやはりこれは親企業のまあ一つは誠意の問題でございまして、支払い能力ということでありました。そこへ逃げ込まれてしまいますとどうもこの法律の精神にかなったような適用ができないというおそれがございますので、この法案におきましたことは特にその点は表に出しておらぬわけであります。ただ実際問題といたしまして、いろいろな事情で支払い能力がない、ことにそれが自分がさきに入れましたところから金が入ってこないというようなことや、その他いろいろな事情によりましてまことに氣の毒のよな親企業もあり得るわけでありまことにございまして、そういう点は実際の適用の上におきましてやはり支払いの勧告をいふことといたしまして、この支払いを怠ることにはなります。親企業者といたしましては今申しましたような趣旨であり好ましくないというふうに見まして、一応その問題は認定基準の際とは多少考え方を変えてあるわけでございます。○西川弥平治君 下請代金は下請注文を出してからその支払義務を生ずるまでの間に相当の時日を要するのであります。親企業者といたしましては注文を出すときは当然支払い能力があるとみずから信じて発注するのだろうが、要質の者になれば支払い能力がないにもかかわらず発注することがあると私は思うのであります。が、これらの要質の者に対してどう御处置なさるお考えでござりますか伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 今回の法案は提案理由のときにも御説明いたしましたように、いわばひざをつき合せまして下請側なり親企業側の事情をよくするが、これらの要質の者に対してどう御处置なさるお考えでござりますか伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 今回の法案は提案理由のときにも御説明いたしましたように、いわばひざをつき合せまして下請側なり親企業側の事情をよくして下請側なり親企業側の事情をよく調べまして、勧告という手続によつてできるだけ円満に片づけて参りたいといたのがこの法案のねらいでござりますので、しかしただいま御指摘のようなきわめて要質な者に対しましては、こういうやはりもつと最初からきつく出て必要があるわけでございまして、そういう者に対しましては先ほどもお話をございました独占禁止法の不公正な取引方法ということで審判を開始し審決をするという一番正式な独禁法に基づく手續をとりたいというふうに考えております。

することができる。」ようになつておりますが、これが勧告に従わないときは「その旨を公表することができる。」ことになつておるのあります。しかしもし親事業者が支払い能力がなくして支払い遅延をしていたとすれば公取扱いの勧告権は生まれてこないようにも思われまするがこれはどうでございましょうか。

○政府委員(横田正俊君) 支払い能力が全然ない、たとえば極端な例を申しますともう破産あるいは更生手続に入ってしまうというようななときにはこれはもう法律的にも簡単に支払いができない状態になりますが、あるいはそれに近い状態になつてしまつというような場合には、あるいはこの勧告をいたしましても勧告をしたこと自体が無意味にならうかと思ひますが、しかしこれは実際問題いたしますとそういうきりぎりのところまで支払い能力がないのであるか、あるいはそういうことを口実にするとかまえておるのかといふ点になりますると、これはやはり先ほど申しましたように親企業の誠意といふものがよほどこの問題には関係がござりますので、そういうところはよく話し合いましてきりぎりのところで勧告をいたすということにならうと思います。とてももうはしにも棒にもかからぬ、どう振つても血が出ない、そこでを振つても何も出ないというような場合にはこれはちよつと勧告も無理だと考えます。

○西川弘平治君 このように親事業者の支払い能力の認定の問題はそこが最も重要な問題になつてきますが、親事業者の中には下請事業者の代金を支払わぬなどないことによつてようやくみずから

経営を維持しておる、すなわち下請業者に食い物にすることによって存続していくような親事業者もあると思われまするが、これも支払い能力なきものと認められるのかどうか、また大会社にして株主配当を行いながら、しかも下請代金の支払いを遅延しておるものがあることになるかどうか、この点について伺ってみたいと思います。

○政府委員(横田正俊君) 最初にお話になりました支払わないで次々にひつかけていくくというようなものは、これは最も悪質なものでございまして、これはもちろん先ほど申し上げました通りであります。そういうものに対しましては、特に嚴重に取締りをいたしたいと考えております。特にそういうものに対するかなりの、二種の制裁といたしましては、先ほどお触れになりました公表の制度がございまして、この親企業はこういう下請はじめをしておるということを公表いたしますことによって、そういう親企業に対する一つの制裁をいたすということができはしないかと思うのでござります。この点はもちろん下請業者の自覚にも待たなきやならぬと思いますが、この公表の制度が適当に用いられますと、そういうものを相当抑えることができるのじやないかと考えております。

それから配当をしながら下請代金を払わんというのも、これも実にけしからんことでござりますので、この点につきましては、そういう会社につ

いては配当を禁止したらどうかとというふうにみまして、そういう配当は、支払の遅延をしておるという事実は、勧告等を行いますのはあるいは多少行き過ぎで、あるいはと思いますが、しかしそういう親企業は、やはりかなり悪質なものとおもふります。親企業は、やはり重要な一つの資料になろうかと考えております。

○西川弥平治君 この問題に関連して、最も私は心配しておりますことは、支払を勧告することとか、それから支払い遅延をしておるということとの公表をすることによって、親事業者が倒産の危機に瀕するという口実のもとに、勧告も行われず、公表も行われず、親事業者の不当行為を容認するがようなことがないであろうかということがあります。親事業者としては、支払い能力があるにもかかわらず支払い遅延を行なつておると言わないであります。ましてもしこれを支払えば親事業が倒産し、下請業者も結局は苦しむからしばらくがまんしてほしいということが訴えられるに違ないのであります。かかる事態に対して通産省や公取はいかに処置するでありますでしょうか。公取の調査能力や通産省の協力態勢が問題になるものと思われます。が、この法案の実際の効果を上げる上において、どういうふうにお考えになつておりますか、これを伺つてみたいと思います。

○政府委員(横田正俊君) 支払い能

それが口実であるか、あるいは実際にその必要がある、その親企業が倒れるとかえって下請企業も非常に困るというようななぎりぎりの実情にあるかと、いうようなことは、やはり相当親企業者の側、下請事業者の側をよく調べました。下請事業者の側はなんとかせんといけませんので、このような点は十分に実情を調査いたしました。西川弥平治君、親事業者が破産した、会社更生法の適用を受けるようになつた場合の下請事業者の地位はなはだみじめなものであります。下請事業者の債権がいかに取り扱われるかといふ、会社更生法によりますれば、更生債権のうち、第一に源泉徴収にかかる所得税、物品税などがまず差し引かれ、さらに使用者の給料、預り金などが差し引かれる。ついでその他の租税を差し引かれまして、その次に更生担保債権が優先されまして、大会社の銀行等は担保を取つておるためにこれが優先的に取り扱われまして、下請業者が担保を取つておるというようなことはほとんどないのでありますから、全くこの下請に払われるところの代金は一般の債権の一番下位にあるような状態になると私は考えておりまます。このように破産をいたしました親企業に対します下請業者は、その債権を返済してもらうことがほとんど望みがないと申しても私はいいと思ふのであります。多くの場合更生計画ができたら債権を非常に減額しても置きにされたりして実際的にはほとんど返済してもらうことができないような状態になつておるのであります。

○西川弥平治君、親事業者が破産した場合の下請事業者の地位はなはだみじめなことにいたしたいと考えております。下請事業者の方法のいずれかを実施することができないか、こういうことを考えておるのではありません。一つは下請代金の中から賃金に相当する部分は公益債権としてあります。一つは下請代金の中から優先的に払つてもらうようにすることはできないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのよ

うに会社更生法を改めることができれば親会社が更生決定をした場合の下請事業者は少しは救われることになるのをございますが、これらの方は不可能なものであるかどうかを一つ伺いたいと思います。

○政府委員(横田正俊君) 私からお答えできますが、親事業者が三分の一、下請業者が三分の一といふようなことを考えられるのであります。何かこのよくな

るが、これがよほど研究を要するものではないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのよ

うに会社更生法を改めることができれば親会社が更生決定をした場合の下請事業者は少しは救われることになるのをございますが、これがよほど研究を要するものではないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのよ

うな制度は望めないものであろうかどうか。

第三には、以上のようないくつかの制度が不可能とすれば、せめて下請債権の確保のために保険制度は不可能であるかどうか。たとえば、下請債権については、下請事業者は支払いを受けずにおつて、下請事業者から支払いを受けなければならないというようなことである。自然と倒産というような状態に相なるのでござります。こういうことを考えました場合におきまして、私は三つの方法のいずれかを実施することができないか、こういうことを考えておるのではありません。一つは下請代金の中から賃金に相当する部分は公益債権としてあります。二つは下請代金の中から保険から納品代金の七割が八割が保証されるようにするあります。保険料の負担は親事業者が負担するのが当然であるが、場合によつては政府が三分の一、親事業者が三分の一、下請業者が三分の一といふようなことを考えられるのであります。何かこのよくな

るが、これがよほど研究を要するものではないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのような制度は望めないものであるよ

うな制度は望めないものであるかどうか。

第三には、以上のようないくつかの制度が不可能とすれば、せめて下請債権の確保のために保険制度は不可能であるかどうか。たとえば、下請債権については、下請事業者は支払いを受けずにおつて、下請事業者から支払いを受けなければならぬことである。自然と倒産というような状態に相なるのでござります。こういうことを考えました場合におきまして、私は三つの方法のいずれかを実施することができないか、こういうことを考えておるのではありません。一つは下請代金の中から賃金に相当する部分は公益債権としてあります。二つは下請代金の中から保険から納品代金の七割が八割が保証されるようにするあります。保険料の負担は親事業者が負担するのが当然であるが、場合によつては政府が三分の一、親事業者が三分の一、下請業者が三分の一といふようなことを考えられるのであります。何かこのよくな

るが、これがよほど研究を要するものではないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのよ

うな制度は望めないものであるかどうか。

第三には、以上のようないくつかの制度が不可能とすれば、せめて下請債権の確保のために保険制度は不可能であるかどうか。たとえば、下請債権については、下請事業者は支払いを受けずにおつて、下請事業者から支払いを受けなければならぬことである。自然と倒産というような状態に相なるのでござります。こういうことを考えました場合におきまして、私は三つの方法のいずれかを実施することができないか、こういうことを考えておるのではありません。一つは下請代金の中から賃金に相当する部分は公益債権としてあります。二つは下請代金の中から保険から納品代金の七割が八割が保証されるようにするあります。保険料の負担は親事業者が負担するのが当然であるが、場合によつては政府が三分の一、親事業者が三分の一、下請業者が三分の一といふようなことを考えられるのであります。何かこのよくな

るが、これがよほど研究を要するものではないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのよ

うな制度は望めないものであるかどうか。

第三には、以上のようないくつかの制度が不可能とすれば、せめて下請債権の確保のために保険制度は不可能であるかどうか。たとえば、下請債権については、下請事業者は支払いを受けずにおつて、下請事業者から支払いを受けなければならぬことである。自然と倒産というような状態に相なるのでござります。こういうことを考えました場合におきまして、私は三つの方法のいずれかを実施することができないか、こういうことを考えておるのではありません。一つは下請代金の中から賃金に相当する部分は公益債権としてあります。二つは下請代金の中から保険から納品代金の七割が八割が保証されるようにするあります。保険料の負担は親事業者が負担のが当然であるが、場合によつては政府が三分の一、親事業者が三分の一、下請業者が三分の一といふようなことを考えられるのであります。何かこのよくな

るが、これがよほど研究を要するものではないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのよ

うな制度は望めないものであるかどうか。

第三には、以上のようないくつかの制度が不可能とすれば、せめて下請債権の確保のために保険制度は不可能であるかどうか。たとえば、下請債権については、下請事業者は支払いを受けずにおつて、下請事業者から支払いを受けなければならぬことである。自然と倒産というような状態に相なるのでござります。こういうことを考えました場合におきまして、私は三つの方法のいずれかを実施することができないか、こういうことを考えておるのではありません。一つは下請代金の中から賃金に相当する部分は公益債権としてあります。二つは下請代金の中から保険から納品代金の七割が八割が保証されるようにするあります。保険料の負担は親事業者が負担のが当然であるが、場合によつては政府が三分の一、親事業者が三分の一、下請業者が三分の一といふようなことを考えられるのであります。何かこのよくな

るが、これがよほど研究を要するものではないか。この案はかつて先国会に下請私案が提出されたときにも、盛られておつたように思いますが、もしそのよ

うな制度は望めないものであるかどうか。

ならないがひどい場合には二つも作つて、結局そこに納品しているところの支払いの代金の回収というものが非常におくれている。こういう例はたくさんあるのですね。むしろこのごろそういうのが金持の間ではやっているのじゃないかと思う。こういうことにについてはなかなか企業の内部につきましてはあなたの方の手に負えないと思いますが、私はこの政府の支払いに源を発するものであってこの種のものがありますと、私は耳にいたしております。こういうことはつきましては、これは横田さんの方で十分監督してもらいたいと思う。また具体的に申しますと、よく国会の決算委員会等でも問題になりますが、私はこの政府の支払いをするわたくしは、これは政府が支払いをするわけですね、米なり麥を入れた……。要するに米、麦代金として麻袋の価格を払う、これは政府が規定通り払つてその政府から支払いを受けた機関が実際に麻袋を納めた地方の小さな業者までいくのに三段階も四段階もあるわけです。ひどいのになるとこの中間機関が政府からもらつた代金で金利かせぎをやつしている、こういう事実はあなたの方は御存じだと思う。こういうものに対してはあなたの方はどういう権限をもつてどういう指導をされますか。

時間の関係で一言申しますが、たとえば同じ業界で作つておつとも麻袋組合なら麻袋組合、金麻連なら全麻連といふ申し立てもあるのですが、横田さんのものが經濟行為をやつてこの機関を通さなければ一切麻袋はよそへ売つてはいけないということを嚴重に縛つて、そうしておりますからもう一度この機関を通さなければ麻袋は零細な麻袋業者も認められない。納めるはいけれども、今度は金がなかなかもらえない、こういう事例は私は独禁法違法になると思う。こういう事件には二つも作つて何かお耳に入つておりますか。入つておりましたらそれについてどういう措置をとつておられるか。

○政府委員(横田正俊君) 麻袋の今お話しになりました具体的な問題につきましては私は耳にいたしておらず、その結果につきましてはまだ委員会でそれを検討する段階になつておりますが、そういう問題につきまして私どもとしましてはかなりの関心を持つておるということは申し上げることができます。それから一般的に申しましてもとの交払いがちゃんとできてるのに、その中間の段階で金が渡らなくなつてしまつてはかりませんが、これはやはり勧告をいたします際にももちろんいわゆる取引の機構をそういうふうに拘束いたしておるということになりますれば、やはり一つの不公平な取引だというような問題に十分なり得るのをご存じます。この点はいろいろ調査もいたしておるところでございませんので、引き続きましてその点はよく検討してみたいと考えております。

○河野謙三君 そうすると、国会も来てお聞きいたしておきたいと思いますが、本国会中にその御調査の結果を御報告願えますか。

○政府委員(横田正俊君) たしかこのままでは、これはおそらく下請業者から直接政府なりにそのもとの方へ申しましては、これがおなじ業界で作つておつとも麻袋組合なら麻袋組合、金麻連なら全麻連といふ申しまして、その請け負いました場合に、その親詰けをいたしましたものが下請に出すのが多くの場合慣例になつておりますが、この製造委託のうちに含まれますか。

○政府委員(横田正俊君) 製造委託といふことにはあるいはそういうものも入るかと思いますが、この二条の定義についておりますように、物品あるいは半製品等ということになつておりますが、ここではつきりは申し上げられませんが、できる限りこのことは審査部で調査をいたしておると思いますが、どの程度まで調査が進んでおりますか、ここでつづきはおつまづけの御意見の問題は審査部で調査をいたしておると思いますが、この二条の定義によつておりますように、物品あるいは半製品等といふことはこの物品种といふのは、いわゆる動産をさしておりまして、いわゆる不動産はこれに含まない、この二条の定義によつておりますが、私は法の運用であり、活用できると思いませんが、どうか十分にこの法律を一つ有効に活用せられんことを

反になると思つ。こういう事件について何かお耳に入つておりますか。入つておりましたらそれについてどういう措置をとつておられるか。

○政府委員(横田正俊君) 麻袋の今お話しになりました具体的な問題につきましては私は耳にいたしておらず、その結果につきましてはまだ委員会でそれを検討する段階になつておりますが、そこもとしましてはかなりの関心を持つておるというることは申し上げることができます。それから一般的に申しましてもとの交払いがちゃんとできてるのに、その中間の段階で金が渡らなくなつてしまつてはかりませんが、これはやはり勧告をいたします際にももちろんいわゆる取引の機構をそういうふうに拘束いたしておるということになりますれば、やはり一つの不公平な取引だというような問題に十分なり得るのをご存じます。この点はいろいろ調査もいたしておるところでございませんので、引き続きましてその点はよく検討してみたいと考えております。

○河野謙三君 そうすると、国会も来てお聞きいたしておきたいと思いますが、本国会中にその御調査の結果を御報告願えますか。

○政府委員(横田正俊君) たしかこのままでは、これはおそらく下請業者から直接政府なりにそのもとの方へ申しましては、これがおなじ業界で作つておつとも麻袋組合なら麻袋組合、金麻連なら全麻連といふ申しまして、その請け負いました場合に、その親詰けをいたしましたものが下請に出すのが多くの場合慣例になつておりますが、この製造委託のうちに含まれますか。

○政府委員(横田正俊君) 製造委託といふことにはあるいはそういうものも入るかと思いますが、この二条の定義によつておりますように、物品あるいは半製品等といふことはこの物品种といふのは、いわゆる動産をさしておりまして、いわゆる不動産はこれに含まない、この二条の定義によつておりますが、私は法の運用であり、活用できると思いませんが、どうか十分にこの法律を一つ有効に活用せられんことを

また買う方にも買つては困るということを現に嚴重に縛つておるのが実情ですよ。そして政府の遅滞なく払つておられますよとあるいはこの今回の法律よろはもう少し厳格な規制がございましてありますからね。建設業者にはこれは少しも届かないといふことになつておるわけですね。しかしもその間において金利のみならず、細な業者にはこれは少しも届かないといふことになつておるわけですね。しかしもとしましてはかなりの関心を持つておるというることは申し上げることができます。それから一般的に申しましてもとの交払いがちゃんとできてるのに、その中間の段階で金が渡らなくなつてしまつてはかりませんが、これはやはり勧告をいたします際にももちろんいわゆる取引の機構をそういうふうに拘束いたしておるということになりますれば、やはり一つの不公平な取引だというような問題に十分なり得るのをご存じます。この点はいろいろ調査もいたしておるところでございませんので、引き続きましてその点はよく検討してみたいと考えております。

○河野謙三君 そうすると、国会も来てお聞きいたしておきたいと思いますが、本国会中にその御調査の結果を御報告願えますか。

○政府委員(横田正俊君) たしかこのままでは、これはおそらく下請業者から直接政府なりにそのもとの方へ申しましては、これがおなじ業界で作つておつとも麻袋組合なら麻袋組合、金麻連なら全麻連といふ申しまして、その請け負いました場合に、その親詰けをいたしましたものが下請に出すのが多くの場合慣例になつておりますが、この製造委託のうちに含まれますか。

○政府委員(横田正俊君) 製造委託といふことにはあるいはそういうものも入るかと思いますが、この二条の定義によつておりますように、物品あるいは半製品等といふことはこの物品种といふのは、いわゆる動産をさしておりまして、いわゆる不動産はこれに含まない、この二条の定義によつておりますが、私は法の運用であり、活用できると思いませんが、どうか十分にこの法律を一つ有効に活用せられんことを

おきたいと思うのです。そういう意味でこの国会中に明らかに得てやつておると、こうことを公言しておると聞いておりますから、まさかそんなことはないと思います。しかしもとしましてはかなりの関心を持つておるという意味で一つ御回答を願つておきますが、ここに「製造委託」という定義をいたしておりますが、この製造委託にいたしておりますが、ここに「製造委託」といふ言葉が入つておりますが、言いかえますと、建設業つまり土木建築業につきましてその請け負いました場合に、その親詰けをいたしましたものが下請に出すのが多くの場合慣例になつておりますが、この製造委託のうちに含まれますか。

○河野謙三君 そうすると、国会も来てお聞きいたしておきたいと思いますが、本国会中にその御調査の結果を御報告願えますか。

○政府委員(横田正俊君) たしかこのままでは、これはおそらく下請業者から直接政府なりにそのもとの方へ申しましては、これがおなじ業界で作つておつとも麻袋組合なら麻袋組合、金麻連なら全麻連といふ申しまして、その請け負いました場合に、その親詰けをいたしましたものが下請に出すのが多くの場合慣例になつておりますが、この製造委託のうちに含まれますか。

○河野謙三君 これは私はその二条の定義によつておりますように、物品あるいは半製品等といふことはこの物品种といふのは、いわゆる動産をさしておりまして、いわゆる不動産はこれに含まない、この二条の定義によつておりますが、私は法の運用であり、活用できると思いませんが、どうか十分にこの法律を一つ有効に活用せられんことを

強く要望いたして本案に賛成するものであります。

○委員長(三輪貞治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認め御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

下請代金支払遅延等防止法案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案における口頭報告書の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を附すことになつておりますから、本案を可とされた方は、順次署名を願います。

(多数意見者署名)

第一四二二号 昭和三十一年五月
九日受付

西川弥平治 白川 一雄
河野 謙三 古池 信三
高橋 篤 深水 六郎
篠森 順造 海野 三朗

○委員長(三輪貞治君) 速記をやめて、

〔速記中止〕
○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

本日の委員会は、これをもつて散会いたします。

午後四時三十三分散会

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業者に対する電話架設資金の請願
(第一四二二号)
(第一四二三号)

第一四二二号 昭和三十一年五月
九日受付

中小企業者に対する電話架設資金の請願
請願者 東京都北区上中里一ノ
一四城南化工機株式会社
紹介議員 木村祐八郎君
社社長 太田政記

中小企業者に対する電話架設資金の請願
電話のもつ使命は大なるものがあるが、電話を架設する場合資金が固定するため、中小企業者にとつては大きな負担となるから、中小企業者の電話架設に対しては正当の金融機関から低金利の長期資金の融資が受けられるよう立法措置を講ぜられたいとの請願。

ばえを現わし始めているとはいえ、久しくデフレ政策の不当なしわ寄せを受けた中小企業の実体はますます深刻化し、その苦悩はかえつて増大しつつあるが、わが国経済の基礎である中小企業の振興なくして経済の拡大発展も完全雇用もありえないから、根本的な中小企業政策の早急な確立実施を図り、中小企業を圧迫するあらゆる条件を排除せられたいとの請願。

第二十九号正誤

頁段	行	誤	正
一三	終りから	一介の	一回の

二五	ク	評論が經	評論家、經
二	三	济学者	济学者、經

二	二	八	生まれて
二	二	論議され	論議され

二	三	三	四十五千平方米
二	一	二	米千五百平方

二	三	二	企業が
二	一	二	企業家が

二	三	二	見通すか
二	一	二	みだすか

二	三	二	画一的に
二	一	二	いうことは